

第 9 期東御市農業委員会
第 5 回定例総会議事録

東御市農業委員会

1 日 時 令和8年8月28日（木）午後1時00分から午後2時15分

2 場 所 勤労者会館2階 大会議室

3 出席委員（21名）

会長	船田 寿夫	会長職務代理	井出 藤男
1 番	友野 太一	2 番	竹内 和久
3 番	櫻井 悦雄	6 番	荻原 良弘
7 番	倉嶋 慶和	8 番	小林 俊次
10 番	上原 真由美	11 番	櫻井 夏雄
12 番	岩井 敏行	13 番	掛川 久善
14 番	山崎 保徳	15 番	小山 祐一
16 番	柳澤 大作	17 番	柳橋 琢夫
18 番	白石 文生	推進	唐澤 清敏
推進	野中 剛	推進	小泉 聖人
推進	山田 貴司		

4 欠席委員（2名）

5 番	小川原 武	推進	高木 春美
-----	-------	----	-------

5 出席職員
（5名）

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐々木 大輔
事務局 渡邊 みちる
事務局 福川 佳菜子

6 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
報告第1号 農地法第2条第1項の規定による非農地証明について

7 議事録署名委員 11 番 櫻井 夏雄 12 番 岩井 敏行

事務局 皆さんこんにちは。お忙しい中、また、お暑い中お集まりいただきありがとうございます。それでは次第に沿って進めてまいります。まず、開会の言葉を井出会長職務代理からお願いします。

井出会長職務代理 皆さんご苦勞様です。ただいまから第5回定例総会を開催します。

事務局 ありがとうございます。本日は、小川原委員、高木委員から欠席の連絡をいただいております。白石委員と山田委員は遅れて出席とのことです。すでにご承知おきください。続いて、会長挨拶、議事録署名人の指名、議事と進めていただければと思いますので、会長をお願いします。

船田会長 改めまして皆さんこんにちは。連日の猛暑の中、農地パトロールということでご苦勞いただいております。大変ご苦勞様です。すでに終わった方もいらっしゃると思いますが、まだこれからという方についてはよろしくお願いします。さて、昨日ですが、県の農業経営者協会、それと県の農業士協会上小支部主催の上小地域農業振興研究懇談会が開催されました。職務代理と事務局の堀さんと出席し、県農業士協会として柳澤委員が出席されていました。懇談会のテーマは、「地域計画から上小農業のこれからを考える」というものでした。その中で県の担当者の方から情報提供として、地域計画に関わる現在の情勢ということで、国・県の取り組み内容についての報告がありました。それによると、長野県内では77の市町村で444の地域計画が作成されたということです。県内の耕地面積が10万3,800ヘクタール、そのうち守るべき農地、要するに地域計画区域内の面積は9万7,262ヘクタールで、全体の耕地面積の93.7%に当たるそうです。そのうち農業振興地域の農用地は、8万5,628ヘクタールで、88%だそうです。また、そのうち、農業を担う人の10年後の経営面積は6万3,646ヘクタールで65.3%、10年後の耕作者が確保できない農地面積が、3万3,716ヘクタールで34.7%あるそうです。いろいろ数値を並べましたが、将来誰が担うか決まっていない農地、担い手がいない農地は守るべき農地の34.7%もあるという状況のようです。東御市は、守るべき農地面積2,140ヘクタールに対して、農業を担う人の10年後の経営面積、要するに目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積は1,319ヘクタールで、64.5%です。10年後の耕作者が確保されていない農地面積・将来の受け手が位置付けられていない面積が760ヘクタールで35.5%ということで、ほぼ県内の状況と同様の数字となっています。すでに皆さんもこの数字については十分ご承知をいただいていると思いますが、この地域計画の策定については、ゴール

ではなく、目指す姿の実現のための手段であり、スタートであるということとは言うまでもないですが、これら実現に向けて、これから担い手の確保や育成、農地の集積・集約、推進体制の整備、こういったものを進めながら、実情に即したブラッシュアップを進めていくということになります。県では、全県で444あるうちの40地区を重点支援地域として設定しており、東御市では祢津地区がこれにあたります。とりわけ祢津地区の委員の皆さんには、取り組み強化がこれから求められてくると思いますのでよろしくお願いします。その他、「上小地域の農業の将来に向けた課題と必要な取り組みを考える」ということをテーマにグループディスカッションを行い、いろいろ意見をお聞きすることができました。これからの活動に役立てていければと思っております。以上報告させていただきます、第5回定例総会並びに全員協議会を始めたいと思います。よろしくお願いします。それでは議事録署名委員の指名を行います。議席番号11番櫻井夏雄委員、12番岩井委員よろしくお願いします。

議長（会長）

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から一括説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇番〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、遠隔地在住で農地の管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、隣接する農地を一体としてすでに耕作を行っており、今回正式に譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。農作業歴も45年と長く、農作業については妻と息子と行うそうです。譲受人農地の隣接地であるため問題ないと判断しました。

番号2、〇〇番〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の夫婦です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠隔地により農地の管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、移住する住宅予定地の隣接地であり耕作便がよいいため譲り受けるものです。申請地ではトマト、ナス等の一般野菜とクルミを栽培する予定です。譲受人は、農業経験はほとんどありませんが、種苗関係の会社に務めており、野菜作りに関する知識は十分にあるとのことです。JAとも関りがあるため相談もできる環境にあります。ビバーと耕運機を所持しており、必要に応じてトラクターも導入予定とのことです。自宅予定地の隣接地であるため問題ないと判断しました。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。事務局から、農地法第3条の許可申請について、案件2つの概要の説明をいただきました。それでは番号1について、担当の唐澤委員より補足説明等をお願いします。

唐澤委員 よろしく申し上げます。譲受人は先ほど事務局から説明があったように、過去からずっと土地が隣接しているため耕作管理をして現在に至っています。譲受人は、過去に〇〇に勤務していた方で、〇〇、〇〇に在籍していたこともあり、農業委員会のことについては十分理解されているようです。譲渡人の方は親戚でいここに当たる方で、〇〇に在住で、管理はできないということで譲り渡すそうです。譲受人は69歳で、農地の所有・整理を行っておかなければならないということで司法書士を通じて、双方で所有権移転について合意したので、今回の案件になったということでもあります。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があれば、お願いします。よろしいですか。それでは質問等がないようですので採決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい。全員賛成と認め、番号1については承認とします。
続きまして、番号2の案件について、担当の野中委員から内容の補足説明等をお願いします。

野中委員 よろしく申し上げます。図面は2ページになります。場所ですが、〇〇沿いで、〇〇の〇〇の外れで、〇〇とのちょうど境のあたりです。補足することほとんどありませんが、現状を見に行ったところ、周辺の農地も含め荒れている状態だったので、若いご夫婦が入っていただけたら大変ありがたいなという印象を受けております。野菜全般とクルミを栽培したいということで伺っております。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。それでは質問等がないようですので採決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長）

ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から概要説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇番〇〇、図面は3ページから6ページです。議案第1号の番号2関連です。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅敷地です。申請者は現在〇〇に居住していますが、申請地に隣接する実家を売買するにあたり調査したところ、農地法の手続きが取られていないことが判明しました。申請地隣接の住宅は、先代である父親が昭和59年に、農地との境界を確認せず建てたものと思われ、現在越境していることから、顛末書を付し申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま事務局から、農地法第4条規定による許可申請について説明をいただきました。それでは審議に入る前に、担当の野中委員から内容の補足説明等をお願いします。

野中委員

お願いします。図面は5ページを見ていただくとわかりやすいかと思います。先ほど3条の農地の譲渡の申請があった関係で、中心部にある〇〇番〇〇がお宅で、その右側に〇〇番〇〇という農地があるのですが、そこへアスファルトが敷かれており、これは先代のお父様が住宅を建てたときに家のアプローチを作ってしまったということです。また、その突き当たりには農地へはみ出す形で倉庫が作られているということで、これを今回是正したいということでの申請になります。この申請が通った暁には、先ほどの譲受人の〇〇さんへ合わせて譲渡を予定されているということです。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。顛末書をつけての追認案件ということですのでいかがでしょうか。よろしいですか。質問等ないので、採決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め承認とします。
続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇番〇〇、所有権移転、図面は7ページから9ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は貸駐車場、譲受人は〇〇の法人、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、〇〇に拠点を置き、不動産の賃貸・管理業を営んでいます。譲受人は当該地を整備し、〇〇に拠点を置く〇〇会社従業員用の貸駐車場13台分として整備する計画です。なお、申請者である〇〇会社と〇〇会社の代表取締役は同一人であり、関連会社といえます。第3種農地であり、隣接する農地はないため、転用は問題ないと判断しました。以上です。

議長（会長） ありがとうございました。それでは審議に入る前に、担当の委員の荻原委員から補足・詳細説明をお願いします。

荻原委員 よろしくお願いします。資料の7から9ページをご覧くださいと思います。転用目的は、貸駐車場敷地です。譲渡人は〇〇番地〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは、〇〇に水田を所有していましたが、2019年以前に売却済みで、現在農地としては自宅の〇〇にある〇〇平方メートルの畑の維持管理のみをしています。そこが今回の申請地になります。譲受人は〇〇にある〇〇です。〇〇は、申請地の〇〇側にある事業所、〇〇の資産管理会社になります。譲り受け後は、申請地隣接の〇〇に駐車場として貸すそうです。次に、申請地と周囲状況について説明します。申請地は〇〇番〇〇です。〇〇番〇〇は準住居地域、〇〇番〇〇は第1種低層住居専用地域になります。申請地は〇〇ですが、行政区は〇〇になります。申請地の〇〇側には1級河川の〇〇川があります。申請地は、河川保全区域内になりますが、図面9ページの土地利用計画図にも記載されていますが、建設事務所からは表土を採石に変えるだけで、盛り土や切り土、工作物を作るわけではないので、河川法の許可は不要と回答を得ているそうです。申請地西側沿いには水路がありますが、86番1付近から道路西側に向かい横断しています。申請地への出入りは、〇〇番〇〇を利用するそうですが、〇〇番〇〇と〇〇の間には排水路があります。その上部にはコンクリートのふたがかけられています。市建設課からは水路占用許可は不要と回答を受けているそうです。申請地の〇〇

側には譲渡人の〇〇さんの自宅があり、その裏には農業用ため池の〇〇池があります。この〇〇池についてですが、転用自体に影響はないかと思いますが、平成23年東日本大震災で地震に強いと言われていたこの池が決壊し、甚大な被害が発生したため、全国一斉にため池危険度調査が行われ、東御市ではいくつかの池で耐震対策が必要と判断され、四ツ京塚池は平成30年に、〇〇池は令和7年3月に対策工事が完了しています。申請地と周囲の状況については以上です。今回の申請地は幅が狭く、1級河川と用水路の間にあり、用途が限られているところかと思います。以前は、〇〇さんの奥さんの友人がパクチーの栽培をし、また近所の方が野菜を作っていました。その後は耕作をしていただける方がいなくなり、草刈をして畑を維持してきたそうですが、現在は体力的に困難であるため、処分をしたいと思っていたところ、〇〇の事業所が譲り受けてくれることになり今回の申請に至ったそうです。近隣の農地に影響を与えることもないと思われるため特段問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。詳細にわたり説明いただきました。質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。質問がないようですので採決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい。全員賛成と認め、承認とします。
続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、議案第4号、農用地利用集積等促進計画8月分について説明します。まず、資料の4ページから5ページが地域計画内における中間管理を通した利用権設定になります。18件28筆、合計5万2,705平方メートルです。資料の6ページが地域計画外における中間管理を通した利用権設定になります。1件1筆、合計340平方メートルです。全体の合計は19件29筆、5万3,045平方メートルです。よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。農地中間管理機構を通した農地の利用権設定等について事務局から説明をいただきました。それでは委員の皆さんは、特に担当地区の案件について内容の確認をお願いします。

小山委員 配分計画案の予定経営者、〇〇についてですが、この〇〇はかなり広範囲に借りるようですが規模を大幅に拡大するということでしょうか。

事務局 〇〇さんが借り受ける農地が複数ある理由について、お父様の代から口約束で借りられていた農地を正式な手続きをしたうえで借り受けたい、書面に起こしたいということで申請が上がってきております。規模拡大を考えているというお話は何っていますが、今回の案件については正式な手続きを踏むための申請です。

小山委員 わかりました。

議長（会長） その他はよろしいでしょうか。

山田委員 地域計画外の案件について、予定経営者の住所が〇〇ということでかなり遠方ですが、耕作できるのでしょうか。

事務局 地域計画外の番号1についてですが、この案件は、利用権設定が終期を迎え、中間管理へ移行する案件になります。予定経営者の〇〇さんの住民票は〇〇ですが、東御市内にも住宅を所有しており、夏頃には東御市へ帰ってきて、桑の木等の栽培をされています。養蚕業を営んでおり、絹織物を作って販売されているということで更新したいとのことです。利用権設定のときからしっかり農地管理されているので問題ないと判断しています。

議長（会長） 養蚕業者は全国で100件を切ったようで、非常に貴重な方の方です。桑畑とのことですので、よろしくお願いします。その他はいかがでしょうか。質問がないようですので採決に入ります。農用地利用集積等促進計画について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。

続きまして、報告第1号、農地法第2条第1項の規定による非農地証明について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第2条第1項の規定による非農地証明について説明します。まず、非農地証明の概要について説明します。非農地証明は、

登記簿上の地目が田または畑となっている土地であっても、現況が農地以外、主に山林に該当すると判断されたものについて、農業委員会で発行するものです。法務局で山林等へ地目変更申請する際には、この証明が必要となります。それでは報告します。

番号1、〇〇番〇〇、図面は10ページから11ページです。場所は〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。当該地は〇〇に隣接しており、現況は資料のとおり山林化しています。説明は以上です。

議長（会長） はい。報告になりますので、特に担当委員からの説明については不要になりますが、質問等ございましたらお願いします。

野中委員 どういう状況になったら山林と判断するのかということと、この証明証を発行してもらうメリットは何なのか教えてください。

事務局 現況山林の明確な判断基準はありませんが、背の高い木が生い茂っているようであれば山林と判断しています。こちらの写真見ていただくと、委員の皆さんも畑ではないとご判断いただけると思います。まだ背丈ぐらいいで、草が生えているだけのような状況のときには山林とは判断しません。また、メリットについてですが、先ほど申し上げたとおり法務局で地目変更の際に必要な証明です。農業委員会が農地ではないと認めたその証明書が根拠資料となり、地目変更が認められるものになります。

議長（会長） 固定資産税の課税に関してはどうなりますか。

事務局 基本的には、この証明書を農業委員会で発行して、申請者や土地の所有者が税務課に証明書の写しを持っていくことによって、課税地目を農地から山林に変える形になります。農業委員会から税務課に情報提供することは可能ですが、農業委員会は外部組織という位置付けになるので、申請者の方から税務課に証明書の写しを提供してもらい、税務課で次年度から課税地目を変更するという流れです。以上です。

議長（会長） その他はよろしいでしょうか。
以上をもちまして、本日の議事については終了とします。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)